

# 徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 徳 情 個 審 答 申 第 7 号 )

平 成 2 4 年 1 2 月 6 日

徳情個審答申第7号  
平成24年12月6日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について  
(答申)

平成24年7月26日付道維発第514号により徳島市長から諮問のありました公文書の部分公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

徳島市長(以下「実施機関」という。)が行った本件部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

## 2 異議申立て及び審査の経緯

本件の異議申立人は、平成24年6月7日付で、実施機関に対し、徳島市情報公開条例(平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。)の規定により「道路パトロール日誌(昭和町4丁目地区が入っているもの)直近過去3年分」を内容とする公文書の公開請求(以下「本件請求」という。)をした。実施機関は、平成24年6月15日付で、「道路パトロール日誌」のうち、個人住宅名については、個人の氏名を公開することで特定の個人が識別されるおそれがあり、条例第7条第2号に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)となることを理由として、本件処分をした。

異議申立人は、平成24年7月18日付の異議申立書により、実施機関

に対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、平成24年7月26日付で実施機関から条例第18条に基づく諮問を受けた。

当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、平成24年8月15日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、平成24年8月27日付で当該文書が提出された。

さらに、異議申立人から同日付で口頭意見陳述の申立てがあったので、平成24年10月24日に、当審査会において口頭意見陳述を行っている。

なお、異議申立人は、本件請求において、「不法占用物件の管理マニュアルの表紙及び該当ページ」、「徳島市道路パトロール実施要領の表紙及び該当ページ（P51、52）」についても公文書の公開請求をし、実施機関は、「法定外公共物管理事務マニュアルの表紙及び該当ページ」、「平成23年度道路行政の概要の表紙及び該当ページ」及び「道路巡回日誌」を公開している。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、本件請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、公開しないとされた部分については、公開するとの決定を求めるというものである。

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び意見陳述における主張によると、おおむね次のとおりである。

ア 個人住宅名については、航空写真等をもとにした地図等にその居住に関する個人名を明記していることはもとより、当該居室を確認すれば、表札等によりその所有者、あるいは居住者名を表示していることから、個人住宅名は公にすることを目的にした情報（不特定多数の者に公表するためのもの）であり、非公開情報には該当しない。

また、個人住宅名は住宅地図で公表されている。本件においても市販の住宅地図のページなどが記載されており、それを見ると個人住宅名が特定されるため、非公開にする理由がない。

イ 仮に、個人住宅名が条例第7条第2号にいう個人情報に該当するものであったとしても、これを開示することにより当該個人に与える不利益等を主張・立証しないことから、理由不備となる。

ウ 実施機関は、個人情報について過剰反応しているのではないか。公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがないと判断される情報については、もう少し判断基準を緩やかにしてもよいのではないか。

#### 4 実施機関の主張の要旨

本件処分において非公開とした部分は、個人住宅名であり、特定の個人を識別することができる情報としての性質を有することは明らかである。

条例第7条は、公文書公開請求があった場合、対象となる公文書の原則公開を義務付けると同時に、同条各号において非公開とせざるを得ないものを類型化し定めている。

同条各号のうち、第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名といった特定の個人を識別することができるもの等を非公開情報として定め、同号ただし書アからウまでにおいて定める例外的公開事項に該当しない限り非公開とする旨定めている。

このように、条例は、他人に知られたくない情報又は権利利益を侵害するおそれがあるといったプライバシー情報にあたるもののみを非公開情報として定めているのではなく、特定の個人を識別することができる情報については、例外的公開事項を除き非公開情報となる個人情報とすることを定めたものである。

以上のことを前提に、本件非公開部分について非公開情報に該当するか検討した結果、該当すると判断したため、本件非公開部分については非公開としたものである。

#### 5 審査会の判断

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情

報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人情報であって特定の個人を識別することができるものを非公開とすることを定めたものである。また、個人情報であって特定の個人を識別することはできないが、公にされることにより、その個人の権利利益が害されるおそれがあるものについても非公開とすることを定めたものである。

個人住宅名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する非公開情報といえる。

この点において、異議申立人は、仮に、「個人情報」に該当するものであったとしても、これを開示することにより当該個人に与える不利益等を主張・立証しないことから、理由不備となるとの主張もしている。

異議申立人の主張は、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を根拠としているものと思われる。しかし、個人の権利利益を害するおそれの有無について判断するのは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合であり、本件個人住宅名のような個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものについては、個人の権利利益を害するおそれの有無によって公開・非公開を判断すべきものとはなっていない。

よって、個人に与える不利益等を主張・立証しないことから理由不備となるとの異議申立人の主張についても、採用することができない。

なお、異議申立人は、「実施機関は、個人情報について過剰反応しているのではないか。公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがないと判断される情報については、もう少し判断基準を緩やかにしてもよいのではないか。」との主張もしているが、同号本文は、非公開とする情

報について、個人情報であって特定の個人を識別することができるものという客観的基準を採用したものであり、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれのあるものに限って不開示とする、いわゆるプライバシー保護型の規定ではない。

したがって、立法論としての主張ならともかく、本件条例の解釈においては、この点における異議申立人の主張は、採用することができない。

しかしながら、同号本文を形式的に適用し非公開とすることは、情報の一層の公開を図り、もって市政の諸活動について市民に説明する責務が全うされるようにするといった条例の趣旨を没却することになりかねないので、同号本文の例外として同号ただし書が規定されている。

同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する非公開情報から除くことを規定している。

異議申立人は、表札等に名字を表示しており、個人住宅名が公にすることを目的にした情報である、あるいは、既に住宅地図で公表されている情報であるとの理由で、非公開とすべきでないと主張するので、同号ただし書アの該当性について判断する。

個人住宅名は、実施機関の説明によれば、道路の状況等を報告するにあたり、場所を明確にするために、現地を調査した際に表札、地図等を見て記載したとのことである。

当審査会において、個人住宅名について調査したところ、住宅地図の記載内容とは異なる部分があり、単に住宅地図からの転載ではないことが確認できた。

また、表札の名字についてであるが、表札を戸口や門に掲げるのは、郵便配達その他の所用でその場を訪れる特定の訪問者に対して便宜を図るものであり、そうであるならば、表札への名字の掲載をもって、直ちにこれを不特定多数の者に公表したものとはいえない。

このような状況からすると、道路の箇所を特定するために用いた特定の

個人住宅名は、全体として、法令等の規定により公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないし、本市において慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報でもない。よって、同号ただし書アの情報には該当しない。

なお、同号ただし書イ及びウに該当しないのは明らかである。

最後に、当審査会としては、市民が公文書の公開請求をし、実施機関の窓口がこれに対応する際に、条例の趣旨及び情報公開制度について、市民に十分ご理解していただけるようにより一層丁寧な説明を行うように努めることを、実施機関に対し要望する。

## 6 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

( 審 査 会 の 経 過 )

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成24年 7月26日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 8月15日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成24年 8月27日	異議申立人から上記説明書に対する意見書を受理
平成24年 9月24日 (24年度第1回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
平成24年10月24日 (24年度第2回審査会)	口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
平成24年12月 3日 (24年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。